

地方財政計画における公共施設等最適化事業と圏域

2015年度地方財政計画では、まち・ひと・しごと創生に加えて、国・地方自治体、そして民間との連携による公共施設等最適化事業が盛り込まれている。柱としては、公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費を「公共施設等最適化事業費（仮称）」として計上（1,000億円（皆増））しているほか、地方自治体の決算状況等を踏まえ公共施設等の維持補修費に関して増額（11,600億円程度）する措置もとられている。具体的な地方財政措置としては、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事業で全体として延床面積が減少するもの（庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外）集約化・複合化事業に係る地方債措置（公共施設最適化事業債（仮称））の創設（充当率：90%、交付税算入率：50%、期間：2017年度まで、2015年度地方債計画計上額：410億円（事業費ベース：450億円））、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設等の転用事業（転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等の場合は対象外）に係る地方債措置の創設（地域活性化事業債の拡充）（充当率：90%、交付税算入率：30%、2017年度まで、2017年度地方債計画計上額：90億円（事業費ベース：100億円））、公共施設等の除却についての地方債の特例措置（充当率：75%（資金手当）、2015年度地方債計画計上額：340億円（事業費ベース：450億円））等となっている。

地方自治体の公的施設の老朽化・耐震化への対応は喫緊の課題であり、同時に少子高齢化、都市部・非都市部を問わない人口減少に伴う公共施設等の集約・再編等も財政運営が厳しい中で重要な課題となっている。こうした公共施設の最適化は、単独の地方自治体だけで実現できるものではなく、地方自治体間の連携、そして地域の国有財産の総括期間である国の財務局との連携が不可欠となる。安倍政権が重要政策としている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014年12月27日閣議決定）でも、公共施設等の維持管理・更新の課題に対し循環型社会の視点も踏まえ、真に必要なストックを賢くマネジメントすること、とくに、国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ公共施設等の集約化・活用を進めることが重要としている。そこでは、単独の地方自治体の行政区域を越えた圏域における国公有財産の最適化の必要性が指摘されており、国・地方自治体ともに適正な方法により管理・処分することが必要となっている。

地域をベースとした公共施設の適正化と地方創生は、密接な関係を有する。地域内の所得循環を少しでも厚くすることが必要であり、その際の「地域」の範囲と地域間ネットワークを如何に形成するかが非常に重要となるからである。ひとつの基礎自治体の中で完結する所得循環を一定の厚みで形成することは困難であり、自治体間の政策連携による「圏域」を形成し所得循環が厚みを持つことで、雇用の場等人口確保の前提が形成される。この圏域をどの範囲で設定するか、新たな自治体間連携のカギとなる。例えば、札幌一極集中の加速が、北海道のみならず札幌自体の持続性をも奪うことになる点を十分に意識する必要がある。なぜならば、札幌の経済活動を支える道内各地からの人的資源や産物等の供給そのものを困難にするからである。こうした点は、多くの政令指定都市等大都市部で留意すべき事項となる。なお、安倍政権の新たな経済対策に盛り込まれる自治体ごとで自由に用途を決定できる交付金についても、自治体ごとの視野だけではなく、自治体間連携を政策的に行う中で用途を検討し、圏域に所得を厚くできる戦略の形成が必要となる。加えて、公共施設の再編等は防災・災害時の避難等の枠組みにも大きな関連を有する。廃校となった学校施設等が避難場所として指定され、現実には避難後の生活を維持する環境が整備されていない等の事例も少なくない。公共施設の最適化は、防災も含めた住民生活のネットワークの充実、そして地域の所得循環を少しでも厚くする視点からの取り組みが重要である。